

議案第19号

令和4年度北谷町一般会計補正予算（第1号）について

みだしのことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和4年5月26日提出

北谷町長 渡久地 政志

令和4年度

北谷町一般会計補正予算書

令和4年度北谷町一般会計補正予算（第1号）

令和4年度北谷町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,161千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,387,161千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和4年5月26日提出

北谷町長 渡久地 政志

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰入金		3,141,885	7,161	3,149,046
	1 基金繰入金	3,141,883	7,161	3,149,044
歳入合計		18,380,000	7,161	18,387,161

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 教育費		4,075,440	7,161	4,082,601
	3 中学校費	730,799	7,161	737,960
歳 出	合 計	18,380,000	7,161	18,387,161

債務負擔行為補正

第2表 債務負担行為補正

(変 更)	(単位：千円)	
事 項	変更前	変更後
北谷中学校仮設校舎賃貸借	190,568	245,868

補正予算に関する説明書

總 括

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 入

2 歳 入

(款) 20 繰入金
(項) 1 基金繰入金

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
20	繰入金	3,141,885	7,161	3,149,046
	1 基金繰入金	3,141,883	7,161	3,149,044
	1 基金繰入金	3,141,883	7,161	3,149,044

節		区 分	金 額	説 明
1	基金繰入金		7,161	1 財政調整基金繰入金 (1)財政調整基金繰入金

(一般会計)

歲 出

3 歳 出

(款) 10 教育費
(項) 3 中学校費

(単位：千円)

10	3	教育費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		教育費	4,075,440	7,161	4,082,601		7,161
	3	中学校費	730,799	7,161	737,960		7,161
	3	学校建設費	552,385	7,161	559,546		7,161

区分	金額	説明	
		節	明
			中学校の建設に要する経費
13 使用料及び賃借料	7,161	1 義務教育の充実	7,161
		(1)義務教育環境の整備	(7,161)
		・北谷中学校改築事業	(7,161)
		使用料及び賃借料	(7,161)
		家屋借上料(臨時)	(7,161)

(一般会計)

債務負担行為に関する調書

